

7 特別支援学校教諭免許状

- (1) 次の基礎資格を有する者が、それぞれの所要単位を修得した場合に授与されます。(免許法別表第1)
 「特別支援教育領域」とは、学校教育法第71条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に関するいずれかの教育の領域をいいます。

免許状の種類		基礎資格 (備考1)						
特別支援学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。(大学(短期大学を除く。)の専攻科又は大学院の課程に1年以上在学し、30単位以上修得を含む。)及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。						
	一種免許状	学士の学位を有すること。(文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含む。)及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。						
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。						
科目名		左の科目に含めるべき科目	担任可能領域	専修	一種	二種		
特別支援教育に関する科目	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	全領域	2	2	2		
	第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚又は聴覚	1	1	1	8
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		8	8	4	
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的、肢体又は病弱	1	1	1	
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		4	4	2	
第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目(備考9)	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	全領域	5	5	3		
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習(備考7)		全領域	3	3	3		
選択科目(備考8)				24	—	—		
合計				50	26	16		

- 備考 1 各科目の単位は、次のいずれかのものでなければなりません。（免許法 別表第1備考5、6号）
- (1) 文部科学大臣が「当該免許状の授与の所要資格を得させるための課程として適当」と認めた課程（以下「認定課程」という。）において修得したものの。
 - (2) 認定課程以外の課程において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が、「当該免許状の授与の所要資格を得させるための特別支援教育に関する科目として適当」と認めたもの。
（上記(1)及び(2)の「認定課程」には、特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために、大学（短期大学を除く。）が設置する修業年限を1年以上とする課程を含む。）
- 2 特別支援学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の第一欄に掲げる科目の単位は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含まなければなりません。（免許法施行規則 第7条表備考1号）
- 3 第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、1又は2以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。次項において同じ。）について、それぞれ次の(1)又は(2)に定める単位を修得しなければなりません。（免許法施行規則 第7条表備考2号）
- (1) 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて8単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては4単位）以上（当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る2単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位）以上を含む。）
 - (2) 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて4単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては2単位）以上（当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る2単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位）以上を含む。）
- 4 教育課程等に関する科目は、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含まなければなりません。（免許法施行規則 第7条表備考3号）
- 5 知的障害者に関する教育の領域に関する科目は、そのカリキュラム・マネジメントを含まなければなりません。（免許法施行規則 第7条表備考4号）
- 6 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者及び複数の種類の障害を併せ有する者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者（発達障害者を含む。）に対する教育に関する事項のうち、免許状教育領域に関する事項以外の全ての事項を含まなければなりません。（免許法施行規則 第7条表備考5号）
- 7 第四欄に定める単位は、特別支援学校において、教員として1年以上良好な成績で勤務した経験がある場合には、その年数1年につき1単位の割合で、それぞれ第一欄から第三欄までに掲げる科目の単位をもって、これに替えることができます。（免許法施行規則 第7条表備考6号）
- 8 「選択科目」の単位は、第一欄から第四欄までに掲げる科目のほか、免許状教育領域の種類に応じ、大学の加える特別支援教育に関する科目についても修得することができます。（免許法施行規則 第7条第2項）
- 9 「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」については、①当該教員養成課程が認定を受ける特別支援教育領域として定めた領域以外の領域に関する内容、及び、②特別支援教育領域（5領域）以外の領域（「重複・LD等領域」という。）に関する内容の双方を含むことが必要です。
なお、②については、重複障害、言語障害、情緒障害（自閉症を含む）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）に関する内容を含みます。（免許法施行規則 第7条表備考5号）
- 10 専修免許状に係る各欄の単位数のうち、その単位数から一種免許状の同欄の単位数を差し引いた単位数（24単位）については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得したものでなければなりません。（免許法 別表第1備考7号）
- 11 専修免許状又は一種免許状を取得しようとする者が、一種免許状若しくは二種免許状を有する場合又はこれらに係る所要資格を得ている場合は、一種免許状又は二種免許状の欄の単

位数は既に修得したものとみなします。この場合の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状に係る各科目の単位数から二種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数について修得しなければなりません。

また、専修免許状又は一種免許状を取得しようとする者は、一種免許状若しくは二種免許状の授与を受けるために修得した科目の単位を、一種免許状又は二種免許状に係る各科目の単位数を上限として専修免許状又は一種免許状の取得のための各単位数に含めることができます。（免許法施行規則 第10条の2第1～第3項）

第2章 免許状の取得方法

(2) 次の表の基礎資格を取得した後、それぞれの在職年数と所要単位を充足した場合は、教育職員検定により当該免許状の授与を受けることができます。(免許法別表第7)

受けようとする 免許状の種類		特別支援学校教諭(備考1)			
		専修免許状	一種免許状		二種免許状
基礎資格		当該学校の教諭の一種免許状を有していること。	当該学校の教諭の二種免許状を有していること。	昭和29年改正前の別表第1又は別表第7による当該学校の教諭の二種免許状を有していること。	幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有していること。
在職年数(備考5)		3	3	3	3
合計(所要単位数)		15	6	4	6
特別支援教育に関する科目 (備考2)	第一欄 特別支援教育の基礎理論に関する科目	全領域			
	第二欄 特別支援教育領域に関する科目(備考2) ※「中心となる領域」であること。 ※「視覚」又は「聴覚」については、当該領域に関する「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」をそれぞれ1単位以上修得すること。	視覚又は聴覚	1	1	1
	※「知的」、「肢体」又は「病弱」については、当該領域に関する「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」の両方の事項にわたり1単位以上修得すること。	知的、肢体又は病弱	1	1	1
	第三欄 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目(備考2、7) ※「中心となる領域」もしくは「含む領域」いずれも可。ただし、重複・LDは「中心となる領域」であること。	全領域	左の全ての事項にわたること。	左の全ての事項にわたること。	左の全ての事項にわたること。
特別支援教育に関する科目(備考4)		15	—	—	—
免許法の適用条項		別表第7	同左	別表第7・昭和29年改正法附則17	別表第7
免許法施行規則の適用条項		18条	同左	同左	同左

- 備考 1 「特別支援教育領域」とは、学校教育法第71条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に関するいずれかの教育の領域をいいます。
- 2 第二欄の科目の単位は、授与を受けようとする免許状の特別支援教育領域に応じたものでなければなりません。(免許法施行規則第7条表備考2号)
第三欄の科目の単位は、重複・LD等領域の他、授与を受けようとする免許状の特別支援教育領域以外の領域全てを含まなければなりません。(免許法施行規則 第7条表備考5号)
※「重複・LD等領域」～特別支援教育領域(5領域)以外の領域に関する内容(重複障害、言語障害、情緒障害(自閉症を含む)、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)に関する内容を含む。)
- 3 単位は、認定課程(前記(1)備考1)によるほか、他の課程(免許法認定講習等)においても修得することができます。
- 4 専修免許状の授与を受ける場合の「特別支援教育に関する科目」は、免許法施行規則第7条第1項の表第一欄、第二欄、第三欄に掲げる科目及びその他大学等の加える科目について、大学院又は大学の専攻科(相当程度の認定講習等を含む。)において修得した単位でなければなりません。(免許法施行規則 第7条第2項)
- 5 在職年数とは、その授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域を担任する教員として勤務した年数でなければなりません(基礎となる免許状を取得した以降を在職年数として扱います)。(免許法 別表第7備考)
ただし、二種免許状を受ける場合にあっては、基礎資格に掲げる学校の教員として勤務した年数を通算することができます。
- 6 上記のほか、単位の修得及び在職年数の算定方法については、「第3章」を参照してください。
- 7 第三欄の科目は、各領域ごとに「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」の双方の含むことが必要です。
- 8 旧免許法の養護学校に関する単位は、「知的」、「肢体」又は「病弱」のうち、いずれか1つの領域しか読み替えることはできません。

第2章 免許状の取得方法

(3) 特別支援学校教諭免許状に、新教育領域を追加する方法は、以下のとおりです。

① 免許法施行規則第7条第4項(学位と単位の修得により追加を行う場合)

次の基礎資格を有する者が、追加しようとする新教育領域の種類に応じ、免許法施行規則第7条表備考第2号イ又はロに定める単位を修得した場合に、追加の定めを受けることができます。(免許法施行規則 第7条第4項)

免許状の種類		基礎資格					
特別支援学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること。(文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含む。)及び幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有すること。					
	二種免許状	幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有すること。					
科目名		左の科目に含めるべき科目	担任可能領域	一種	二種		
特別支援教育に関する科目 第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚又は聴覚	1	8	1	4
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		2		1	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的肢体又は病弱	1	4	1	2
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		2		1	

- 備考 1 追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、単位を修得しなければなりません。(免許法施行規則 第7条第4項)
- 2 新教育領域の追加のために必要な単位は、免許状の授与を受けた際または過去に新教育領域の追加の定めを受けた際に修得した単位をもってこれに替えることができます。
この場合、免許法施行規則第7条表第三欄に掲げる科目について修得した単位数が同欄に定める最低修得単位数に不足することとなる場合は、その不足する単位数と同数以上の単位を修得しなければなりません。(免許法施行規則 第7条第5項)
- 3 一種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする者が、当該領域を定めた二種免許状を所持している場合、当該領域を定めた二種免許状に係る所要資格を得ている場合、特別支援学校教諭二種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けることができるものである場合には、二種免許状に当該領域の追加の定めを受けるために必要な単位数は、既に修得したものとみなします。(免許法施行規則 第10条の2第4項)
- 4 一種免許状に、新教育領域を追加の定めを受けようとする者が、当該新教育領域を定めた二種免許状の授与を受けるために修得した単位、又は二種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けるために修得した科目の単位を含めることができます。ただし、二種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けるためにそれぞれ必要な単位数を上限とします。(免許法施行規則 第10条の2第5項)

② 免許法施行規則第7条第6項(教育職員検定により新教育領域の追加を行う場合)

次の基礎資格を有する者が、追加しようとする新教育領域の種類に応じ、免許法施行規則第7条表備考第2号イ又はロに定める単位を修得した場合に、追加の定めを受けることができます。(免許法施行規則 第7条第6項)

免許状の種類		基礎資格					
特別支援学校教諭	専修免許状 一種免許状	特別支援学校の教員(ただし、当該免許状に定められている特別支援教育領域又は追加の定めを受けようとする新教育領域を担当する教員に限る。)					
	二種免許状	特別支援学校の教員(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教員を含む。)					
在職年数(備考5)		1					
科目名		左の科目に含めるべき科目	担任可能領域	専修、一種	二種		
特別支援教育に関する科目 第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚又は聴覚	1	4	1	2
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1		1	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的肢体又は病弱	1	2	1	1
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1		1	

備考 1~4 前記(3)①に同じ。

5 実務の検定としては、特別支援学校の教員(上記基礎資格の教員含む。)として、1年間良好な成績で勤務した旨の実務成績証明責任者の証明を有することを必要とします。(免許法施行規則 第7条第6項第3号)